

天草広域連合広域計画等について答申

広域計画等の見直しについて、天草広域連合広域計画等策定審議会(会長:桑原隆広熊本県立大学教授)から、7月23日に答申がありました。

同審議会は、関係市町の代表や識見を持つ人など13人の委員で構成され、本年4月に安田広域連合長から諮問を受けて協議をスタート。『広域連合が掲げる目標や、関係市町と相互に連携しながら適切な役割分担のもと効率的に事務処理を進めていくための具体的方針』について、計5回の審議を重ねました。

今回の答申を受け、広域連合では第2次広域計画及び行政改革大綱を作成、8月27日の第3回天草広域連合議会に提案し、現在、広域計画等特別委員会で継続審査中です。提出された答申の主な項目は、以下のとおりです。

(※答申の詳細は連合ホームページ <http://amaren.amakusa.ne.jp> に掲載)

【主な項目】

- 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること。
- 広域サインに関すること。
- 消防に関すること。
- ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。
- ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること。



桑原会長から安田連合長に答申書が手渡されました

平成22年度秋季全国火災予防運動

----- 11月9日(火)～15日(月) -----



この運動は、火災予防の意識を高め、死傷者の減少や財産の損失を防ぐことを目的として、毎年「119番の日」である11月9日から7日間実施されています。

昨年は全国で51,124件の火災が発生し、1,877人の方が死亡、7,615人の方が負傷されました。

火災が起こりやすくなる時季です。一人ひとりが日頃の防火の大切さを再確認しましょう。

『消したかな』あなたを守る 合言葉

(22年度全国統一防火標語)

主な内容

- ごみ処理施設の排ガス・水質分析結果公表 2～3
- 議会報告・職員数や給与公表 4～5
- おしらせ 6

2010
かなづき

第17号

平成21年度ごみ処理施設の排ガス・水質分析検査結果を公表

天草広域連合では、天草市(本渡、有明、倉岳、栖本、新和、五和)、上天草市及び苓北町のごみ処理を行っています。市町で収集・運搬されたごみは、本渡地区清掃センター(天草市楠浦町)、松島地区清掃センター(上天草市松島町)で焼却され、その焼却灰は固化処理をして、新白洲一般廃棄物最終処分場(天草市栖本町)に埋め立て処分しています。

施設では、環境に影響を与えるとされる物質の検査を定期的に行い、国が定めた基準内にあるか確認しながら運営していますが、21年度のごみ焼却場の排ガス、最終処分場の放流水の分析検査結果については、次の表のとおりすべての項目が基準内にありました。

今後も検査結果を公表し、適正な施設の管理運営に努めてまいります。

本渡地区清掃センターの排ガス分析検査結果

測定月	検査項目	分析値			排出基準	
		1号炉	2号炉	3号炉		単位
H21.7	ばいじん	0.02	0.02	0.03	0.25 以下	g/Nm ³
	塩化水素	45	39	27	700 以下	mg/Nm ³
H22.1	窒素酸化物	63	62	60	250 以下	ppm
	硫黄酸化物	0.04	0.04	0.04	185 以下	Nm ³ /H
H21.7	ダイオキシン類	0.11	0.47	0.33	5 以下	ng-TEQ/Nm ³

松島地区清掃センターの排ガス分析検査結果

測定月	検査項目	分析値		排出基準	
		1号炉	2号炉		単位
H21.7	ばいじん	0.03	0.02	0.15 以下	g/Nm ³
	塩化水素	131	83	700 以下	mg/Nm ³
H22.1	窒素酸化物	145	120	250 以下	ppm
	硫黄酸化物	0.28	0.28	203 以下	Nm ³ /H
H21.7	ダイオキシン類	0.058	0.003	5 以下	ng-TEQ/Nm ³

※排出基準は、施設規模で異なります。



本渡地区清掃センター



松島地区清掃センター

排ガス試料採取状況

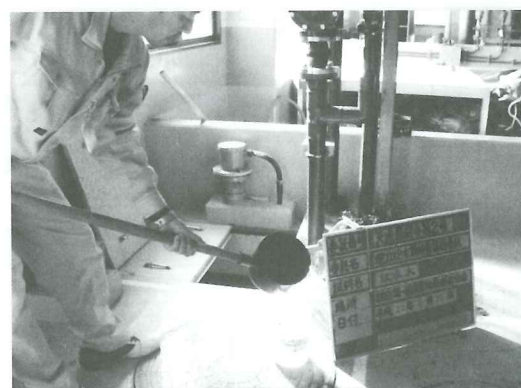
新白洲一般廃棄物最終処分場の水質分析検査結果

1. 放流水の分析検査結果 (H21.4 ~ H22.3 毎月測定)

検査項目	平均分析値	排出基準	単位
PH (水素イオン濃度)	7.1	5.8 ~ 8.6	-
BOD (生物化学的酸素要求量)	1.7	120 以下	mg / ℓ
COD (化学的酸素要求量)	3.5	120 以下	//
SS (浮遊物質)	1.8	150 以下	//
大腸菌群数	0.6	3000 個以下	個 / cm ³

2. ダイオキシン類の測定結果 (H21.8)

採取種別	測定値	基準	単位
地下水	0.043	環境基準 1.0 以下	pg-TEQ/ ℓ
原 水	0.00110	—	//
放流水	0.000780	排出基準 10 以下	//



新白洲一般廃棄物最終処分場試料採取状況

【用語の説明】

ばいじん	ダストと呼ばれる小さなチリ。燃料等の焼却に伴い発生する、いわゆる「すす」。
塩化水素	塩化ビニル系の燃焼によって発生する刺激臭のある気体。自然には火山活動などで発生する。
窒素酸化物	NOx。工場等からのばい煙や、自動車排出ガスにも含まれる。
硫黄酸化物	石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させるときに発生する。自然界においても火山ガスなどに含まれる。
ダイオキシン類	塩素を含む物質の不完全燃焼などで生成される毒性の強い物質。山火事や火山活動など自然現象によっても発生する。
PH	物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値。PH=7の場合は中性、値が小さいほど酸性が強く、逆に値が大きいほどアルカリ性が強い。
BOD	水中の有機物などを酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量を表したもので、値が大きいほど、その水質は悪いといえる。
COD	水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量を表したものの。
SS	水中に浮遊する粒径 2mm 以下の不溶性物質の量。
大腸菌群数	大腸菌をはじめとする細菌の数。水の汚染レベルの指標として早い時期から使用されている。
ppm	100万分の 1 の単位。
ng	10億分の 1 グラムの単位。
pg	1兆分の 1 グラムの単位。

●平成20年度以前の検査結果については、連合ホームページ<http://amaren.amakusa.ne.jp/>に掲載していますのでご覧ください。

● 天草広域連合議会 ●

天草広域連合議会が開催され、次の議案について審議が行われ、原案のとおり可決・同意されました。

平成22年第2回臨時会（5月28日開催）

- 財産の取得について……………高規格救急自動車等購入に伴うもの
- 平成22年度天草広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 監査委員の選任について……田中 茂 議員

平成22年第3回定例会（8月27日開催）

- 天草広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 平成22年度天草広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 天草広域連合広域計画の変更について ※広域計画等特別委員会に付託され、継続審査中

※ 議会議員名簿は、次のとおりです。

議会議長	平山 泰 司（天草市議会）	議 員	勝 木 幸 生（天草市議会）
副 議 長	桑 原 千 知（上天草市議会）	議 員	古賀源一郎（天草市議会）
議 員	楠 本 千 秋（天草市議会）	議 員	宮 下 昌 子（上天草市議会）
議 員	脇 島 義 純（天草市議会）	議 員	小 西 涼 司（上天草市議会）
議 員	田 中 茂（天草市議会）	議 員	錦 戸 久 幸（苓北町議会）

情報公開条例と個人情報保護条例の運用状況について

平成21年度の運用状況は、次のとおりです。

条 例 名	情報公開条例			個人情報保護条例		
実 施 機 関 名	行政文書の情報公開状況			個人情報の開示請求状況		
	請求者数（人）	請求件数（件）	公開件数（件）	請求者数（人）	請求件数（件）	開示件数（件）
広 域 連 合 長	24	24	24	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0
合 計	24	24	24	0	0	0
不服申し立て件数	0 件			0 件		

※「請求件数」とは、公開請求及び開示請求の対象となる書類別の件数です。

広域連合の職員数や給与などを公表します

「天草広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」により、連合職員の給与・人事管理などの概要を次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数

①職員の任免の状況

区 分	平成21年4月1日 現在の職員数	21年4月2日～22年3月31日		平成22年4月1日 現在の職員数
		退職	採用	
人 数	233人(7人)	14人	0	230人(11人)

※（ ）内は、職員数のうちその年の4月1日に採用された職員の数です。

※関係市町からの派遣職員は含みません。

②部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分		一般行政職				計
		議会・総務	民 生	衛 生	消 防	
職 員 数	平成21年	5人	1人	15人	212人	233人
	平成22年	5人	1人	14人	210人	230人
	対前年増減数	0人	0人	△1人	△2人	△3人

2 職員の給与

①人件費の状況(普通会計決算見込額)

区 分	歳出額A	人件費B	人件費率B/A	(参考)前年度の人件費率
平成21年度	3,790,468千円	2,011,843千円	53.07%	53.70%

②職員給与費の状況(普通会計決算見込額)

区 分	職員数A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成21年度	233人	907,793千円	196,032千円	348,999千円	1,452,824千円	6,235千円

③職員の平均年齢、平均給料月額状況 (平成22年4月1日)

区 分		職員数	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	一般職	20人	52.2歳	377,025円
	消防職	210人	42.3歳	311,276円
計		230人	43.2歳	316,994円

④職員の初任給の状況 (平成22年4月1日)

区 分	初任給
大学卒	172,200円
高校卒	140,100円

⑤特別職の報酬等の状況 (平成22年4月1日)

区 分	広域連合長	副広域連合長	議 長	副議長	議 員	識見監査委員
年 額 (日額)	95,000 円	61,000 円	61,000 円	55,000 円	51,000 円	日額 7,000 円

⑥職員手当の状況 (平成22年4月1日)

区 分	内 容	区 分	内 容			
扶 養 手 当	●配偶者 13,000 円 ●その他の扶養親族 1 人 6,500 円 (16 歳～ 22 歳の子は 1 人 5,000 円を加算)	夜間勤務手当	●午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合に支給			
住 居 手 当	●借家の場合 家賃の額に応じて 27,000 円を限度に支給 ●持家の場合 2,500 円 (5 年間)	特殊勤務手当	●ごみ処理特殊作業に従事した職員に支給 日額 200 円 ●消防の火災・救助・救急業務等に出動従事した職員に 1 回 330 円～ 1,000 円を支給			
通 勤 手 当	●交通機関を利用する場合 運賃額を支給 (上限 50,000 円) ●自動車などを利用する場合 距離に応じて 2,000 円～ 44,900 円を支給	期末・勤勉手当		期末	勤勉	合計
単身赴任手当	●単身で赴任する職員に、距離に応じて 23,000 円～ 44,900 円を支給		6 月期	1.25 月分	0.7 月分	1.95 月分
			12 月 期	1.50 月分	0.7 月分	2.20 月分
			合 計	2.75 月分	1.4 月分	4.15 月分
管 理 職 手 当	●事務などを管理・監督する職員に支給 同じ職務の職員の平均給料に 8%～ 10%の率を乗じた定額を支給	退 職 手 当		自己都合		勤奨・定年
時間外勤務手当	●勤務時間外に勤務した場合に支給		勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	
休日勤務手当	●休日等において勤務する場合に支給		勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	
			勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	
			最高限度	59.28 月分	59.28 月分	

3 職員の勤務時間その他勤務条件

①勤務時間・休憩時間・週休日の状況

1 日の勤務時間	休憩時間	週休日
8:30 ～ 17:15 7 時間 45 分	12:00 ～ 13:00	土曜日及び日曜日

※交代制勤務の職場などは、別に定めています。

②休暇制度の概要

休 暇 の 種 類		要件、日数など
年次有給休暇		最大で年に 20 日付与
病 気 休 暇		必要と認められる期間
特 別 休 暇 (主 な も の)	結婚休暇	5 日以内
	産前休暇	8 週間以内
	産後休暇	8 週間以内
	妻の出産休暇	2 日以内
	育児時間休暇	1 日 2 回・各 30 分
	子の看護休暇	5 日以内
	親族の死亡休暇	1 ～ 7 日
	夏季休暇	3 日
介 護 休 暇		最大 6 ヶ月（無給）

4 職員のサービスの状況

①サービスの根本基準

地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務に専念しなければならない根本基準のほか、次のような義務が定められています。

①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
②信用失墜行為の禁止
③秘密を守る義務
④職務に専念する義務
⑤政治的行為の制限
⑥争議行為等の禁止
⑦営利企業等の従事制限

5 職員の分限および懲戒処分状況

(平成21年度中)

- ①分限処分 0 件
- ②懲戒処分 0 件

緊急自動車(救急車・消防車など)の出動!

緊急自動車の優先通行については、道路交通法によって定められていますが、交差点付近においてスムーズな通行ができないことがあります。緊急自動車が接近してきたときは、車両は、交差点を避け、道路の左側に寄って優先通行にご協力ください。



設置しましたか? 住宅用火災警報器!

～ 平成23年6月1日から設置が完全義務化 ～

天草広域連合消防本部管内では、火災予防条例等により以下のとおりとなっています。

●新築する住宅：平成18年6月1日から設置が義務となっています。

●今お住まいの住宅：平成23年6月1日から設置が義務となります。

※尊い命や財産を守るため早期の設置をお願いします。

詳しくは、最寄りの消防署または、消防本部予防課まで(TEL 0969-22-3305)



ガソリンの運搬には安全な金属製容器をご使用ください!



- ◆ガソリンの運搬には金属製容器を使用しなければなりません。ガソリンを灯油用の18リットルプラスチック容器で運搬することは法令上で禁止されています。(プラスチック容器は灯油と間違えたり静電気の発生から火災になる危険性があります。)
- ◆ガソリンを運搬する場合は、危険物保安技術協会の性能試験確認を行った金属製容器で、最大容積30リットルまでと定められています。(プラスチック容器で性能試験確認を行ったものは現在ありません。)
- ◆ガソリンを購入する場合は、危険物保安技術協会の性能試験確認を受けた表示(下記参照)を確認し使用されることをおすすめします。



金属製ドラム



金属製ドラム18リットル



天草広域連合

〒863-0003
熊本市天草市本渡町本渡2547番地2
TEL(0969)24-3188
FAX(0969)24-2726
mail:amaren@amakusa.ne.jp
ホームページアドレス
http://amaren.amakusa.ne.jp

編集後記

天草弁パートV《仕事編》

こりや、どぎやんすればよかつかな。『あぎやん』して、『こぎやん』すればよかつじやつか。はあーあぎやんして、こぎやんすればよかつたな。『そぎやんそぎやん』。ほんなこりや、どがしこ運べばよかつや。『あがしこ』た。そがしこでよかと。『よか、よか』。おりや、こがしこちゅおもつた。わりが『よかしこ』よかつたな。すまんばつてん『あつ』ばとつてくれ。どつ。『そつ。こつ。『そつ』じゃか『あつ』じゃつか『あつ』。だけんどつ。『そつ』た。こつ。もう『あつ』でん、『そつ』でん、『こつ』でん、『どつ』でんよかけんとつてくれー。(Y)